

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案なし

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800180 平成30年6月26日(栃木県) 平成30年7月3日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品のACアダプターを焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、使用者から当該製品を使用中に当該製品のACアダプターが発火した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。消防の調査により、当該製品のACアダプターに溶融箇所はなく、周辺の被害もないことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	